

報道各位

新潟市民病院事務局管理課

新潟市民病院における診療材料費の卸売事業者からの過大請求について

1 概要

特定の手術で使用される診療材料について、令和5年5月に他院からの情報提供を受け調査を行った結果、卸売事業者にあたる株式会社メディックス（新潟市中央区新光町）が、約7,600万円を過大に請求し、受領していたことが判明した。

同社は事実を認めたことから、当院は返還を求め、過払金及び遅延損害金を納入させた。

2 過大請求のあった診療材料

(1) 対象

期間	物品の種類
平成25年11月～令和5年5月	11

(2) 返還額

過払金	遅延損害金	合計	備考
76,496,498円	16,843,379円	93,339,877円	令和5年12月に入金済

3 原因

過大請求があった診療材料は、卸売事業者である株式会社メディックスが直接手術室に搬入し、執刀医が患者に合わせてその場で選んで使用する「持ち込み品」と呼ばれるもので、同社は実際に使用した物品より高額なものへ名目を差し替えるなど、虚偽の内容で伝票を作成し、当院が契約する物品管理調達業務受託者を介して過大な金額での請求を行っていた。

4 再発防止に向けた取組

手術後、卸売事業者から伝票を受け取る際には、当院スタッフが物品毎の使用実績をより詳細に確認するとともに、物品外装に貼付されている規格シールとの突合を徹底するなどして、持ち込み品伝票の検収体制の強化を図る。

5 その他

警察へは報告済みである。

6 問合せ先

新潟市民病院事務局管理課 担当 小山、川崎
電話025-281-5151（内線3114）